

2011年11月17日

山口県ことばを育てる親の会

会長 加藤 碩

特別支援教育の充実をもとめる要望書

山口県教育委員会が、特別な支援を必要とする子ども達の教育の充実のために、はらっておられるご努力に、心から感謝を申し上げます。

「特別支援教育」が法的・制度的に本格実施され5年目。今年も各地の親の会から寄せられている要求をまとめて要望書を提出いたします。県教育委員会が各市町教育委員会との連携のもとに、誠意ある積極的な解決をはかって頂きますように要望いたします。

- 1、 毎年繰り返し要望している中学校の通級指導教室の設置は、ますます切実なものとなっています。小学校との一貫性という点や思春期をすごす中学生のニーズにあったきめ細かな教育を保障する立場から、全ての市に設置してください。同一自治体に2校目、3校目の設置を目指し、引き続き県と市町一体で推進してください。(具体的に要望の上がっているところ 山陽小野田市の小野田中、厚狭中、周南市中心部と勝間地区、長門市、下関市の旧豊浦郡方面、山口市の小郡中、鴻南中など2校目、3校目)
- 2、「いつでも、だれでも、気軽に」通級できる通級指導教室を、県内各地にいつそうきめ細かく開設してください。
 - (1) 「ことばの教室」と呼称されていたころから設置のなかった、周防大島町、上関町、旧阿東町、旧徳地町、旧油谷町などから切実な要望が上がっています。設置を早急に検討してください。
 - (2) 基本的に校内通級が実現できるように、要望の強いところから設置を急いでください。(山口市大歳小、下関市彦島地域など)
 - (3) 通級希望の児童・生徒数がますます増加する傾向にあり、都市部を中心に待機児も増えているもどで、担当の先生の配置数を加配などの処置も取って、増員してください。新設された通級教室に専門性の乏しい非常勤の先生が配置されている教室があります。改善をはかってください。教室の備品も貧弱なところが多く教育条件整備は急務です。早急に改善をはかってください。
 - (4) 幼児教室と小学校入学後の教育の連続性を確保し、すべての地域の「通級指導教室」に幼児教室を併設するように、市町教育委員会を指導援助してください。待機している幼児が相当数に上る地域の改善を早急にはかってください。
 - (5) 担当の先生の研修の充実、専門性と指導の継続性を確保できるように、教員配置を改善してください。
- 3 特別支援学級の増設をはかってください。中学校への設置要望が多く上がっている。
- 4、身体障害者手帳6級の取得までに至らない、軽度・中等度の難聴児の補聴器購入について、県、市町として補助制度を確立してください。本年7月11日に5、140筆の要望署名を提出して以降の検討状況がどうなっているか、制度改善のための国への働きかけは要望の切実さに対応してどのように行われているのかを報告してください。(この項健康福祉部)
- 5、高等学校における「特別支援教育」の充実をはかり、高校の先生への啓発に力を入れてください。

山口県知事 二井関成 様

平成二十三年七月十一日

山口県ことばを育てる親の会 会長 加藤 碩

身体障害者手帳が交付されない軽度・中等度難聴児の

補聴器購入に公費による助成を求める要望書

聴覚障害のある子どもたちにとって補聴器は、日常生活のコミュニケーションに欠かせない補装具です。とくに乳幼児期から学齢期のことばの獲得と学力の向上に、補聴器は難聴児にとって必要不可欠なツールです。

わが国の障害者福祉法では、①両耳とも七〇デシベル以上の聴力損失 ②片耳が九〇デシベル以上、もう一方の耳が五〇デシベル以上の聴力損失をもって、もっとも軽度の身体障害者手帳(六級交付の対象としています。しかしこの程度に達しない軽度・中等度の難聴児にとっても「きこえにくい」ことからくる不自由さは変わらず、補聴器を装用しないでいる子ども達のことばの獲得が著しく遅れることを多くの専門家が指摘しています。

障害者福祉法の基準に達しない子ども達の補聴器購入には、多額の父母負担(両耳装用で二〇万円程度)を強いられています。補聴器の耐用年数を五年と考えても高校卒業までに一〇〇万円程度が必要です。

すでに大阪府と三重県では、かなり以前から助成制度が作られ、平成二十二年度からは秋田県、岡山県の両県でも県知事の決断によって、県・市町村による公費助成制度が発足しています。

私たち山口県ことばを育てる親の会は、軽度・中等度難聴児が他のすべての子どもたちと同じように、健やかに成長し、ことばの獲得、学力の向上を進めることができることを強く願い、国際障害者年以來掲げられてきた「完全参加と平等」の理念を全うする立場から、次のことを要望します。

一、両耳の平均聴力が三〇デシベル以上で補聴器を装用する十八歳以下の難聴児に対して、補聴器購入費用の公費での助成制度を作ること

二、耐用年数五年を経過した場合、再度の購入費用を助成すること